熊本県浄化槽取扱要項

第１章　総則

（目的）

第１条　この要項は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）による浄化槽の事務取扱い並びに設置、構造、工事、維持管理（保守点検、清掃）及び水質検査の基準の細目を定めることにより、公共用水域等の水質の保全の観点から、浄化槽行政の円滑な運営を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要項において使用する用語は、浄化槽法、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年熊本県条例第４３号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)　みなし浄化槽　浄化槽法第３条の２第２項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）附則第２条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。

(2)　浄化槽の維持管理　施設の設計時に定められた機能を維持するための保守点検、清掃及び水質管理の業務をいう。

(3)　浄化槽の保守点検　浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の単位装置や附属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質検査等の浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

(4)　水質検査　浄化槽法第７条第１項及び第１１条第１項の規定に基づく浄化槽の水質に関する検査をいう。

（適用の範囲）

第３条　この要項は、建築基準法及び浄化槽法に基づき、熊本県内（熊本市及び熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）により浄化槽法に基づく事務を処理する市町村の区域であって、当該市町村長の権限に係る部分を除く。）に設置される浄化槽に適用するものとする。

第２章　事務取扱い

第３条の２　削除

（建築確認申請等に伴う事務取扱い）

第４条　建築基準法第６条第１項（第８７条第１項において準用する場合を含む。）及び同法第６条の２第１項（第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請並びに同法第１８条第２

項（第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知（以下「建築確認申請等」という。）に伴う浄化槽の設置に係る事務の取り扱いは、次の各号の手続きにより行うものとする。

なお、くみ取り便所、改良便槽等浄化槽以外の計画で確認済証の交付を受けた後、建築工事完了までの期間中に浄化槽に変更しようとする場合は、計画変更に係る建築確認申請等において、これと同様の手続きを行うものとする。

(1)　浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書（別記第１号様式。以下「設置届出書」という。）を建築主事又は指定確認検査機関（建築基準法第７７条の１８第１項の規定に基づき指定された者。以下「建築主事等」という。）に提出するものとする。

(2)　建築主事等は、前号の設置届出書を受理したときは、当該設置届出書の写しを遅滞なく保健所長へ送付するものとする。

(3)　保健所長は、前号の規定により建築主事等から送付のあった設置届出書に係る計画について、浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生の観点から支障があると認められる場合は、遅滞なく特定行政庁に浄化槽の設置に関する意見書（別記第２号様式）を送付するものとする。

(4)　保健所長は、第２号の規定により建築主事等から設置届出書の写しの送付を受け、設置届出書の内容が相当であると認められる場合は、浄化槽を設置しようとする者に対して、浄化槽維持管理通知書（別記第３号様式。以下「維持管理通知書」という。）を交付するものとする。

（浄化槽の設置届に係る事務取扱い）

第５条　浄化槽法第５条第１項の規定による浄化槽の設置に係る事務の取り扱いは、次の各号の手続きにより行うものとする。

(1)　浄化槽を設置しようとする者は、設置届出書を保健所長に提出するものとする。

(2)　保健所長は、前号の設置届出書を受理したときは、当該設置届出書の写しを遅滞なく特定行政庁へ送付するものとする。

(3)　保健所長は、浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、設置届出書を受理した日から２１日（浄化槽法第１３条第１項又は第２項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては、１０日）以内に、浄化槽を設置しようとする者に対して必要な勧告をするものとする。

(4)　特定行政庁は、第２号の規定により保健所長から送付のあった設置届出書に係る計画について、その構造上疑義があると認められる場合は、遅滞なく保健所長に浄化槽の設置に関する意見書を送付するものとする。

(5)　保健所長は、第１号の規定により提出された設置届出書の内容が相当であると認められる場合は、浄化槽を設置しようとする者に対して、維持管理通知書を交付するものとする。

（公共浄化槽の設置計画の協議に係る事務取扱い）

第５条の２　浄化槽法第１２条の５第４項の規定による公共浄化槽の設置計画の協議に係る事務の取扱いについては、次の各号の手続きにより行うものとする。

(1)　公共浄化槽を設置しようとする市町村は、設置計画を記載した協議書（以下「公共浄化槽の設置計画協議書」という。）により保健所長と協議するものとする。

(2)　保健所長は、前号の協議を受けたときは、当該公共浄化槽の設置計画協議書の写しを遅滞なく特定行政庁へ送付するものとする。

(3)　特定行政庁は、前号の規定により保健所長から送付のあった公共浄化槽の設置計画協議書の公共浄化槽の設置計画について、その構造上疑義があると認められる場合は、遅滞なく保健所長に浄化槽の設置に関する意見書を送付するものとする。

(4)　保健所長は、第１号の規定により協議のあった公共浄化槽の設置計画の内容が相当であると認められる場合は、公共浄化槽を設置しようとする市町村に対して、公共浄化槽の設置計画に係る同意書を交付するものとする。

（既存の浄化槽の変更に伴う事務取扱い）

第６条　既存の浄化槽の構造又は規模の変更（浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和６０年厚生省・建設省令第１号）第２条で定める軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとする者は、次の各号の書類を提出するものとする。

(1)　建築確認申請等に伴う浄化槽の変更にあっては、建築主事等に、浄化槽変更届出書（別記第４号様式。以下「変更届出書」という。）

(2)　浄化槽法第５条第１項の規定による浄化槽の変更にあっては、保健所長に変更届出書

(3)　浄化槽法第１２条の５第５項の規定による公共浄化槽の設置計画の変更にあっては、保健所長に公共浄化槽の設置計画変更協議書

２　前項各号の書類を受理した後の事務取扱いについては、建築確認申請等に伴う変更届出書にあっては第４条第２号から第４号の規定を、浄化槽法第５条第１項の規定に基づく浄化槽の変更届出書にあっては第５条第２号から第５号の規定を、浄化槽法第１２条の５第５項の規定に基づく公共浄化槽の設置計画変更協議書にあっては第５条の２第２号から第４号の規定を準用する。この場合において、第４条第２号から第４号及び第５条第２号から第５号中「設置届出書」とあるのは、「変更届出書」と、第５条の２第２号から第４号中「公共浄化槽の設置計画協議書」とあるのは「公共浄化槽の設置計画変更協議書」と読み替えるものとする。

（添付書類）

第７条　設置届出書又は変更届出書には、次の各号の書類（変更届出書の場合は、その変更に係るものに限る。）を添付するものとする。ただし、浄化槽法第１３条第１項又は第２項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては、第１号の書類の添付を省略することができる。

(1)　浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及びフローシート

(2)　配置図（建築物及び浄化槽の位置並びに排水系統を明示したもの）

(3)　建築物の各階平面図

(4)　浄化槽の設計に必要な処理対象人員計算書、日平均汚水量の計算書等

(5)　浄化槽法第７条及び第１１条の規定による法定検査の検査依頼書（別記第４号の２様式）

(6)　浄化槽法第７条の規定による法定検査の検査手数料の納入機関払込受付証明書
(7)　浄化槽の設置に関する誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書（別記第１号の２様式。以下「誓約書兼同意書」という。）
(8)　その他保健所長又は特定行政庁若しくは建築主事等が浄化槽を審査するのに必要と認められる書類

２　公共浄化槽の設置計画協議書又は公共浄化槽の設置計画変更協議書には次の各号に掲げる書類（公共浄化槽の設置計画変更協議書の場合は、その変更に係るものに限る。）を添付するものとする。ただし、浄化槽法第１３条第１項又は第２項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては、第２号の書類の添付を省略することができる。
(1)　設置届出書又は変更届出書
(2)　浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及びフローシート
(3)　配置図（建築物及び浄化槽の位置並びに排水系統を明示したもの）
(4)　建築物の各階平面図
(5)　浄化槽の設計に必要な処理対象人員計算書、日平均汚水量の計算書等
(6)　その他保健所長又は特定行政庁若しくは建築主事等が浄化槽を審査するのに必要と認められる書類

（工事の着手）
第８条　浄化槽を設置又は変更しようとする者は、次の各号により工事に着手するものとする。
(1)　第４条又は第６条の規定による建築確認申請等に伴う浄化槽にあっては確認通知書（計画通知書を含む。）を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。
(2)　第５条又は第６条の規定による浄化槽法に基づく届出を伴う浄化槽にあっては、届出が受理された日から１０日（浄化槽法第１３条第１項又は第２項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽以外の浄化槽にあっては２１日）を経過した後でなければ、工事に着手してはならない。ただし、この期間内に維持管理通知書の交付を受けた後においては、この限りでない。
(3)　第５条の２の規定による公共浄化槽にあっては、公共浄化槽の設置計画に係る同意書の交付を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

（設置届出事項変更届出書の提出）
第９条　浄化槽を設置しようとする者は、第４条又は第５条の規定により提出した設置届出書若しくは第５条の２の規定により提出した公共浄化槽の設置計画協議書の記載事項に変更が生じた場合は次の各号の書類を提出するものとする。
(1)　第４条の規定により提出した設置届出書の記載事項に変更が生じた場合は、建築主事等に、浄化槽設置届出事項変更届出書（別記第５号様式）
(2)　第５条の規定により提出した設置届出書の記載事項に変更が生じた場合は、保健所長に浄化槽設置届出事項変更届出書

(3)　第５条の２の規定により提出した公共浄化槽の設置計画協議書の記載事項に変更が生じた場合にあっては、保健所長に公共浄化槽の設置計画事項変更届出書

２　前項各号の書類を受理した後の事務取扱いについては、建築確認申請等に伴う変更届出書にあっては第４条第２号から第４号の規定を、浄化槽法第５条第１項の規定に基づく浄化槽の変更届出書にあっては第５条第２号から第５号の規定を、浄化槽法第１２条の５第４項の規定による公共浄化槽の設置計画にあっては第５条の２第２号から第４号の規定を準用する。この場合において、第４条第２号から第４号及び第５条第２号から第５号中「設置届出書」とあるのは、「設置届出事項変更届出書」と、第５条の２第２号から第４号中「公共浄化槽の設置計画協議書」とあるのは「公共浄化槽の設置計画事項変更届出書」と読み替えるものとする。

（使用開始報告等）

第１０条　浄化槽管理者は、浄化槽法第１０条の２第１項の規定による浄化槽の使用の開始を報告しようとするときは、浄化槽使用開始報告書（別記第６号様式）を保健所長に提出するものとする。

２　浄化槽管理者は、浄化槽法第１０条の２第２項の規定による技術管理者の変更を報告しようとするときは、浄化槽管理技術者変更報告書（別記第１１号様式）を保健所長に提出するものとする。

３　浄化槽管理者は、浄化槽法第１０条の２第３項の規定による浄化槽管理者の変更を報告しようとするときは、浄化槽管理者変更報告書（別記第１０号様式）を保健所長に提出するものとする。

（使用休止届等）

第１０条の２　浄化槽管理者は、浄化槽法第１１条の２第１項の規定による浄化槽の使用の休止を届け出ようとするときは、休止直前に実施した清掃の記録を添付した浄化槽使用休止届出書（別記第６号の２様式）を保健所長に提出するものとする。

２　浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽を浄化槽法第１１条の２第２項の規定により使用の再開を届け出ようとするときは、浄化槽使用再開届出書（別記第６号の３様式）を保健所長に提出するものとする。

（使用廃止届）

第１１条　浄化槽管理者は、浄化槽法第１１条の３の規定により浄化槽の使用の廃止を届け出ようとするときは、浄化槽使用廃止届出書（別記第７号様式）を保健所長に提出するものとする。

（市町村長等への通知）

第１２条　保健所長は、次の各号の書類を受理したときは、その写しを所轄市町村及び浄化槽法第５７条の規定により知事の指定を受けた者（以下「指定検査機関」という。）へ送付するものとする。

(1)　設置届出書

(2)　変更届出書

(3)　浄化槽使用開始報告書

(4)　浄化槽設置届出事項変更届出書

(5)　浄化槽使用休止届出書

(6)　浄化槽使用再開届出書
(7)　浄化槽使用廃止届出書
(8)　浄化槽管理者変更報告書
(9)　浄化槽技術管理者変更報告書

２　保健所長は、公共浄化槽の設置計画協議書、設置計画変更協議書又は公共浄化槽の設置計画事項変更届出書を受理したときは、その写しを指定検査機関へ送付するものとする。

３　保健所長は、設置届出書を受理したときであって、誓約書兼同意書の添付があったときは、当該設置届出書に記載された情報を関係者（設置届出書に記載された工事予定業者、保守点検予定業者及び清掃予定業者をいう。）へ提供するものとする。

（浄化槽処理促進区域の指定に伴う協議）

第１２条の２　浄化槽法第１２条の４第２項の規定による浄化槽処理促進区域の指定に係る協議に関する事務の取り扱いは、次の各号の手続きにより行うものとする。

(1)　浄化槽処理促進区域を指定しようとする市町村は、浄化槽処理促進区域の指定に係る協議書（別記第７号の２様式。以下本条において「協議書」という。）及び浄化槽処理促進区域を示す図面を保健所長に提出するものとする。
(2)　保健所長は、協議書を受理したときは、当該協議書の写しを遅滞なく下水環境課長へ送付するものとする。
(3)　下水環境課長は、協議書に記載された市町村が浄化槽処理促進区域に指定しようとしている区域が県の生活排水処理構想において浄化槽整備区域に該当する地域と整合が図られていることを確認するものとする。
(4)　下水環境課長は、前号の確認により整合に疑義があると認められる場合は、市町村に対して整合が図られるよう助言を行うものとする。
(5)　下水環境課長は、浄化槽処理促進区域に指定しようとしている区域が県の生活排水処理構想において浄化槽整備区域に該当する地域と整合が図られていると認められる場合は、保健所長に浄化槽処理促進区域の指定の協議に関する意見書（別記第７号の３様式。以下本条において「意見書」という。）を送付するものとする。
(6)　保健所長は、前号の意見書を受理したときは、市町村に対して、浄化槽処理促進区域の指定の協議への回答書（別記第７号の４様式）を交付するものとする。

（浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等）

第１３条　保健所長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽法第１２条第１項の規定に基づき、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をするものとする。

２　保健所長は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、浄化槽法第１２条第２項の規定に基づき、当該浄化槽管理者若しくは当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、

又は当該管理者に対し、１０日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用停止を命ずるものとする。

（水質検査についての勧告及び命令等）

第１３条の２　保健所長は、浄化槽法第７条第１項又は第１１条第１項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽法第７条の２第１項又は第１２条の２第１項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をするものとする。

２　保健所長は、浄化槽管理者が浄化槽法第７条第１項又は第１１条第１項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽法第７条の２第２項又は第１２条の２第２項の規定に基づき、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をするものとする。

３　保健所長は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、浄化槽法第７条の２第３項又は第１２条の２第３項の規定に基づき、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。

（特定既存単独処理浄化槽に対する勧告及び命令等）

第１３条の３　保健所長は、特定既存単独処理浄化槽（浄化槽法附則第１１条第１項に規定する特定既存単独処理浄化槽をいう。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をするものとする。

２　保健所長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、浄化槽法附則第１１条第２項の規定に基づき、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告するものとする。

３　保健所長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、浄化槽法附則第１１条第３項の規定に基づき、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずるものとする。

第３章　設置基準

（設置場所）

第１４条　浄化槽の設置に当たっては、周囲の生活環境を十分配慮し、次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　屋外で浄化槽の維持管理に支障のない場所に設置すること。

(2)　やむを得ず屋内（食品等を取り扱う店舗内を除く。）に設置する場合は、有効な換気、照明設備等を設け、かつ、浄化槽の維持管理に支障のない空間を設けること。

(3)　飲料に供される井戸及び底部が地下に埋設された受水槽から５メートル以上離れた場所に設置すること。

(4)　雨水の流入や排水管からの逆流のおそれがなく、雨水等により冠水しない場所に設置すること。

(5)　公共下水道又は流域下水道の処理区域外に設置すること。

２　浄化槽からの放流水を河川、都市下水路等に放流することが困難な場合においてその放流水を蒸発散処理方式により処理する者は、前項各号（第２号を除く。）の規定のほか次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　蒸発散処理施設を設置するのに十分な敷地を有すること。

(2)　公衆衛生上支障がなく、有効な日照、通風等が得られる場所に設置すること。

(3)　蒸発散処理施設は、隣地境界線から５メートル以上離れた場所に設置すること。

（放流先及び放流方法）

第１５条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。

(2)　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。

(3)　放流水は、地下浸透させないこと。ただし、知事が特別に認める場合を除く。

（処理対象人員の算定等）

第１６条　浄化槽の処理対象人員の算定並びに汚水量及び排水濃度の設定については、別表によるものとする。

第１７条　削除

（設置数等）

第１８条　浄化槽の設置数は、次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　同一敷地に原則として１基とする。ただし、敷地、建築等の関係からやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(2)　前号の規定にかかわらず、やむを得ず同一敷地に２基以上の浄化槽を設置する場合の浄化槽（既存浄化槽を含む。）は、当該敷地内のすべての建築物に係る処理対象人員の合計に相応する水質基準に適合する構造とすること。

(3)　前号に規定する既存の浄化槽は、この要項の規定に適合する規模及び構造にしなければならない。ただし、敷地、建築等の関係からやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

（水質基準）

第１９条　浄化槽は、次の表に定める性能によるものとし、かつ、衛生上支障のない構造としなければならない。ただし、知事が水質汚濁防止法第３条第３項の規定により、水質汚濁防止のため必要と認め本表より厳しい水質基準を定めた場合は、この限りでない。

処理対象人員（単位　人）	性　　　　　　能	
	生物化学的酸素要求量の除去率（単位　パーセント）	浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）
処理対象人員にかかわらず	９０以上	２０以下

２　前項の場合において、平成１８年２月１日時点で、現に設置され、若しくは設置の工事が行われている浄化槽又は現に建築の工事が行われている建築物に設置される浄化槽の性能については、次の表のとおりとする。

処理対象人員（単位　人）	性　　　　　　能	
	生物化学的酸素要求量の除去率（単位　パーセント）	浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）
５０以下	６５以上	９０以下
５１以上 ５００以下	７０以上	６０以下
５０１以上	８５以上	３０以下

第２０条及び第２１条　削除

第４章　構造基準

（浄化槽の構造）

第２２条　浄化槽の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　浄化槽の構造は、昭和５５年建設省告示第 1292 号に適合するものであること。

(2)　工場生産浄化槽の基礎は、厚さ１０　cm 以上の砂利敷きの上に厚さ１０　cm 以上のコンクリートを打設したもの又はこれと同等以上の効力があること。

(3)　工場生産浄化槽の上部は、外部の荷重に十分耐えられる構造で、原則として厚さ１０　cm 以上のコンクリート造スラブで保護されたものであること。

(4)　屋外に設置する浄化槽の上面スラブ上端は、原則として地盤面から３　cm 以上高くし、雨水等の流入防止策を講ぜられたものであること。

(5)　外部の者の開放により危険を生じる恐れがあるマンホールのふたは、容易に開放することができない構造であること。

(6)　浄化槽の放流水を蒸発散処理施設で処理する浄化槽を除き、浄化槽の放流管に貯留槽を設けたものでないこと。ただし、特別の事情によりやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

（現場打ちコンクリート造浄化槽の構造）

第２３条　現場打ちコンクリート造浄化槽の構造は、前条第１号、第４号、第５号及び第６号の規定によるほか、次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　軟弱土質に本体を設置する場合は、地盤支持力を考慮し、十分耐え得るものであること。

(2)　槽の内部に厚さ２ cm以上の防水モルタル、又はこれに準ずる材料を使用した漏水のないものであること。

(3)　浄化槽の上部に上屋を設ける場合は、浄化槽の維持管理上支障のない空間を確保し、衛生上支障のない換気設備及び照明設備を設けたものであること。

(4)　周囲の生活環境を害する騒音、振動等を発生する恐れがある機械室は、適当な防音及び防振措置を講ぜられたものであること。

(5)　マンホール及び槽内に使用する材料は、耐蝕材料を使用し、必要な場所は、耐蝕塗装仕上げがなされたものであること。

(6)　浄化槽のバッフル部、各槽及び各室に１か所以上で、かつ、４㎡ごとに１か所の開口部を設け、当該開口部には密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたマンホールふたを設けた浄化槽の維持管理上支障のないものであること。

(7)　浄化槽の見やすい場所にフローシート、処理能力、工事業者名、設置年月日等を記載した耐蝕性の表示板を設けたものであること。

（蒸発散処理施設の構造）

第２４条　浄化槽からの放流水を処理する蒸発散処理施設の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。

(1)　蒸発散槽は、鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土圧及び水圧等の荷重に対し安全で地下浸透しない構造であること。

(2)　側壁は、地盤面（ＧＬ）から原則として１０ cm以上立ち上げられたものであること。

(3)　蒸発散槽の表面積（垂直投影面積）は、原則として、日計画処理水量２０リットル当たり１㎡以上であること。

(4)　蒸発散槽の内部構造は、表面積１㎡当たり２０リットルの蒸発量を確保できる構造であること。

(5)　蒸発散槽からのいっ水を防止するため、蒸発散槽と連結した貯留槽を設け、かつ、貯留槽の容量は、日計画処理水量の３倍以上とし、くみ取れる構造であること。

(6)　雨水が浸入しないように蒸発表面を盛土し、中心から周囲にこう配を設けた構造とし、中心部の盛土厚は、側壁上端から１０ cm以上とすること。

(7)　その他知事が必要と認める構造とすること。

第５章　工事基準

（一般事項）

第２５条　浄化槽の工事基準は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令第１条の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　ＦＲＰ製浄化槽の周壁に接する部分の埋め戻し土は、浄化槽を損傷しない良土又は砂等を用いること。

(2)　車両の通行等により重量のかかる部分の汚水升及び流入、排水管等は沈下、埋設部の破損等のないように基礎、保護工事を行うこと。

(3)　流入管が方向、こう配、管径を変える箇所、合流点及び直管部においては管径の１２０倍以内の箇所にインバート升を設けること。

（危険防止及び環境保全）

第２６条　危険を生じる恐れのある浄化槽の周囲には危険防止用のさく、標示等を行うとともに、環境保全上必要な場合は、十分な空き地を設け、植樹等の緑化につとめ、又は上屋を設けるようにしなければならない。

（グリーストラップの設置）

第２７条　飲食店、料理店、ホテル、旅館、病院、寄宿舎又はこれに類する施設で、厨房施設からの排水を処理する浄化槽には、グリーストラップを設けるようにしなければならない。

第６章　浄化槽の維持管理

（浄化槽使用者の義務）

第２８条　浄化槽を使用する者は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号。以下「環境省令」という。）第１条に規定する次の事項を遵守しなければならない。

(1)　し尿を洗い流す水は、適正量とすること。（みなし浄化槽では５０リットル／人・日　程度）

(2)　殺虫剤、洗剤、防虫剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

(3)　し尿のみを処理するみなし浄化槽にあっては、雑排水を流入させないこと。

(4)　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽にあっては、工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を流入させないこと。

(5)　電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。

(6)　浄化槽の上部又は周辺には、浄化槽の保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。

(7)　浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。

(8)　通気装置の開口部をふさがないこと。

(9)　浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

（浄化槽管理者の義務）

第２９条　浄化槽管理者は、次に定めるところにより浄化槽を管理しなければならない。なお、浄化槽の保守点検は浄化槽保守点検業者に、浄化槽の清掃は浄化槽清掃業者に委託することができる。

１　保守点検

(1)　浄化槽の保守点検を次条に定める保守点検基準により実施すること。

(2)　新たに設置された浄化槽については、最初の浄化槽の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うこと。

(3)　みなし浄化槽の設置後２回目以降の浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。ただし、浄化槽法第１１条の２第１項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

<table>
<tr><th>処　理　方　式</th><th>浄　化　槽　の　種　類</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">全ばっ気方式</td><td>１　処理対象人員が２０人以下の浄化槽</td><td>３月</td></tr>
<tr><td>２　処理対象人員が２１人以上３００人以下の浄化槽</td><td>２月</td></tr>
<tr><td>３　処理対象人員が３０１人以上の浄化槽</td><td>１月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">分離接触ばっ気方式
分離ばっ気方式
単純ばっ気方式</td><td>１　処理対象人員が２０人以下の浄化槽</td><td>４月</td></tr>
<tr><td>２　処理対象人員が２１人以上３００人以下の浄化槽</td><td>３月</td></tr>
<tr><td>３　処理対象人員が３０１人以上の浄化槽</td><td>２月</td></tr>
<tr><td>散水ろ床方式
平面酸化方式
地下砂ろ過方式</td><td></td><td>６月</td></tr>
</table>

(4)　浄化槽の設置後２回目以降の浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。ただし、浄化槽法第１１条の２第１項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

<table>
<tr><th>処　理　方　式</th><th>浄　化　槽　の　種　類</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">分離接触ばっ気方式
嫌気ろ床接触ばっ気方式
脱窒ろ床接触ばっ気方式</td><td>１　処理対象人員が２０人以下の浄化槽</td><td>４月</td></tr>
<tr><td>２　処理対象人員が２１人以上５０人以下の浄化槽</td><td>３月</td></tr>
<tr><td>活性汚泥方式</td><td></td><td>１週</td></tr>
<tr><td rowspan="3">回転板接触方式
接触ばっ気方式
散水ろ床方式</td><td>１　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽</td><td>１週</td></tr>
<tr><td>２　スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（１に揚げるものを除く。）</td><td>２週</td></tr>
<tr><td>３　１及び２に掲げる浄化槽以外の浄化槽</td><td>３月</td></tr>
</table>

(5)　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行うものとする。

２　清掃

(1)　浄化槽の清掃を第３１条に定める清掃基準により実施すること。

(2)　毎年１回以上（全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね６か月ごとに１回以上）浄化槽の清掃を実施すること。ただし、浄化槽法第１１条の２第１項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）についてはこの限りでない。

３　水質検査等

(1)　新たに設置された浄化槽（構造又は規模の変更をされた浄化槽を含む。）については、その使用開始後３月を経過した日から５月間に指定検査機関の行う水質検査を受けること。

(2)　毎年１回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質検査を受けること。ただし、浄化槽法第１１条の２第１項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）についてはこの限りでない。

４　浄化槽の保守点検、清掃の記録等の保管

浄化槽の保守点検及び清掃の記録（別記第９号様式）を作成し、３年間保存すること。ただし、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に委託した場合は、委託した業者から記録の交付を受け、３年間保存すること。

５　浄化槽管理者の変更

浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は変更の日から３０日以内に保健所長に報告すること。

６　技術管理者の設置

(1)　５０１人槽以上の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を置くこと。

(2)　技術管理者は、原則として施設ごとの専従とすること。ただし、１日の作業時間内に巡回でき、実質的に施設の常時管理を果たし得ると保健所長が認める場合は、この限りでない。

(3)　技術管理者を変更したときは、変更の日から３０日以内に、保健所長に報告すること。

（浄化槽の保守点検の基準）

第３０条　浄化槽の保守点検は、環境省令第２条の規定によるほか次の各号に定める基準により実施するものとする。

１　型式共通事項

(1)　マンホールふた等

スラブ、マンホールふた、覆い網等を点検し、雑物を取り除くこと。

(2)　流入管等

流入管、インバート升、移流管等について、異物の付着閉そくの有無を点検し、必要があれば異物の除去及び清掃の措置を講じること。

(3)　消毒装置

消毒装置を点検し、それぞれの装置の仕様に従い、消毒薬の補給が適切に行われるよう、必要な措置を講じること。

(4)　通気

排気管、通気管の通気が雑物等により妨げられていないか点検すること。

(5)　放流管等

越流ぜき、流出口及び放流管きょ等について、異物の付着閉そくの有無を点検し、必要があれば異物の除去及び清掃の措置を講じること。

(6)　放流水

放流水の温度、透視度、ｐＨ、亜硝酸性窒素、残留塩素を測定し異常を認めた場合は、その原因を調べ必要な措置を講じること。

(7)　水位

装置各部の水位を点検し、異常を認めた場合は、その原因を調べ必要な措置を講じること。

(8)　衛生害虫

衛生害虫の発生を認めた場合は、駆除の措置を講じること。

(9)　ポンプ系統

ア　マグネットスイッチ及び液面リレーは正常か点検すること。

イ　ポンプ室（槽）の水位の異常又はその形跡の有無及びポンプとモーターの連結の異常について点検すること。

ウ　モーターの過負荷を認めた場合は、軸受オイルの切れ、異物の詰まり等その原因を調べること。

(10)　悪臭、振動等

悪臭並びに騒音及び振動の発生を認めた場合は、その原因を調べ、必要な措置を講じること。

２　個別事項

(1)　腐敗タンク式

ア　多室型

多室型一次処理装置及び多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね１０　cm に達したとき、又は汚泥の堆積面が流入管若しくはバッフルの下端開口部からおおむね１０ cm に達したときは、清掃の措置を講じること。

イ　二階タンク及び変形二階タンク型

（ア）　二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロットの面からおおむね１０ cm に達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはオーバーラップの下端からおおむね１０ cm に達したときは、清掃の措置を講じること。

（イ）　変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね１０　cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね１０ cm に達したときは、清掃の措置を講じること。

（ウ）　沈殿室のスカムは、消化室に戻すこと。

（エ）　沈殿室のホッパー及びスロットに付着した汚泥又は異物は、かきとって、これを消化室に落とし、越流ぜき及びバッフルの清掃を行うこと。

ウ　散水ろ床型

（ア）　散水がほぼ均等か否か観察し、腐敗タンクからの流出路及び散水とい、特にそのノッチに付着した汚泥、異物を除去して腐敗タンク第１室又は消化室に戻すこと。

（イ）　ろ床の目詰まりは、軽度の場合、圧力水で目詰まり箇所を洗浄すること。

（ウ）　均等散水が著しく阻害され、あるいは、ろ床の目詰まりが浄化機能に著しく影響があると認められる場合は、補修又は清掃の措置を講じること。

（エ）　生物相を観察し、異常を認めた場合は、原因を調べ必要な措置を講じること。

エ　平面酸化型

（ア）　埋石に付着した汚泥及び異物等は、系外に取りのぞき、流水部に均等に、かつ一定の流速で流れるか否か点検すること。

（イ）　生物相を観察し、異常を認めた場合は、原因を調べ必要な措置を講じること。

オ　単純ばっ気型

（ア）　ばっ気タンク内の汚水が均等にかくはんされているか否かを観察し散気装置のノズルの目詰まり、かくはん装置の雑物の付着等を点検すること。

（イ）　越流ぜき及びバッフルの異物の付着について点検すること。

カ　地下砂ろ床型

放流水の臭気が著しく、透視度が低く、浮遊物質が著明なときは、ろ床を掘り起こして短絡現象、目詰まり、嫌気性変化等の有無を調べ、必要があれば、ろ床を入れ替えること。

(2)　全ばっ気型

汚泥量の増加、散気管の目詰まりが生じていないか点検すること。その他下記「(4) イ　ばっ気室」の点検に準ずること。

(3)　分離接触ばっ気方式

ア　沈でん分離室

スカム厚及び汚泥厚を測定し、上記「(1) 腐敗タンク方式　ア　多室型」に準じて、清掃の時期を判断すること。

イ　接触ばっ気室

（ア）　接触ばっ気室内の回流が正常か否か、モーター、ブロワー等のばっ気かくはん装置が正常に作動しているか点検すること。

（イ）　汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉そくのおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたときは、清掃の措置を講じること。

（ウ）　溶存酸素を室内均等におおむね０．３ mg／リットル以上とすること。

ウ　沈でん室

（ア）　スカムの浮上又はその形成の有無を観察し、多量のスカムが形成されている場合は清掃の措置を講じること。

（イ）　汚泥の返送が支障なく行われていることを確かめること。

（ウ）　越流ぜきからの処理水が均等に流出しているか否か、異物、スカムの付着、汚泥の流出がみられる場合は、必要な措置を講じること。

(4)　分離ばっ気方式

ア　沈でん分離室

上記「(3) ア　沈でん分離室」に準ずること。

イ　ばっ気室

（ア）　ばっ気室内の回流が正常か否か、モーター、ブロワー等のばっ気かくはん装置が正常に作動しているか点検すること。

（イ）　溶存酸素を室内均等におおむね０．３ mg／リットル以上とすること。

（ウ）　混合液の３０分間汚泥沈でん率（ＳＶ）をおおむね１０パーセント以上６０パーセント以下とすること。

ウ　沈でん室

上記「(3) ウ　沈でん室」に準ずること。

（浄化槽の清掃の基準）

第３１条　浄化槽の清掃は、環境省令第３条の規定によるほか、次の各号の基準により実施するものとする。

１　共通事項

(1)　流入管きょ、インバート升、スクリーン、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きょにあっては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。

(2)　槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水については、浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときを除いては、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈でん分離タンク、沈でん分離室若しくは沈でん分離槽の張り水として使用することができる。

(3)　単純ばっ気型二次処理装置、流路、ばっ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室、回転板接触槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈でん池及び別置型沈でん室の張り水には、水道水等を使用すること。

(4)　引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。

(5)　汚泥引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除を行うこと。

(6)　消毒装置内の異物を取り除いて清掃すること。

２　個別事項

(1)　腐敗タンク方式

ア　多室型

（ア）　第１室のスカム、汚泥及び汚水は全量引き抜くこと。スカムが多量で、かつ硬く混合かくはんが困難なときは、あらかじめこれを破砕し、第２室以降の汚水を使用して混合かくはんすること。

（イ）　流入管、接続管又は接続スロット閉そくの有無を点検し、バッフル及び壁体ともにこれを清掃洗浄すること。この場合において、清掃洗浄によって生じた汚水は、張り水として使用すること。

（ウ）　第２室以降は第１室に準じて作業を行うこと。この場合において、接続装置、バッフル壁体及び予備ろ過装置のスロット等の清掃洗浄によって生じた汚水は、第１室に戻し張り水として使用すること。

（エ）　清掃洗浄後は各室が満水となるまでに注水し、酸化タンクに汚水が移行することを確認すること。

イ　二階タンク及び変形二階タンク型

（ア）　消化室及び沈でん室のスカムを引き抜き、次いで、消化室の汚泥及び汚水を全量引き抜くこと。合併処理施設にあっては、有効消化室容量のおおむね２０パーセントの汚泥を残すこと。

（イ）　沈でん室の流入管、流出管、バッフル、越流ぜき及び壁体、特にホッパー部分の壁体並びにスロットの清掃洗浄を行うこと。

（ウ）　排気室、壁体、ホッパー外壁及びオーバーラップの清掃洗浄を行うこと。

（エ）　清掃洗浄によって生じた汚水は、張り水として利用すること。

（オ）　その他の作業については、多室型の場合に準ずること。

ウ　予備ろ過装置

表面の砕石を掘り返しつつ、圧力水で洗浄する。ただし、必要があるときは、砕石を取り出して壁体とともに洗浄すること。

エ　散水ろ床型

（ア）　揚水ポンプが使用されている場合は、一時停止して作業を行うこと。

（イ）　腐敗タンクからの流出水路及び散水といを清掃洗浄すること。

（ウ）　ろ材は圧力水で均等に洗浄し、特に目詰まりを生じているところは、表面の砕石を取り出してから再び圧力水で洗浄し、取り出した砕石は生物膜を傷つけないよう注意し、個々に洗浄すること。

（エ）　槽底及びろ材受けの部分を圧力水で洗浄すること。

（オ）　ポンプピットの清掃及び駆動部分の掃除を行うこと。

（カ）　清掃洗浄によって生じた汚水は腐敗タンク第１室又は消化室に戻し、張り水として利用すること。

オ　平面酸化型

（ア）　流水面及び埋石は、生物膜を傷つけないように注意しつつ清掃洗浄すること。この場合において、流水面が多段のときは、その底面その他の清掃に留意すること。

（イ）　その他の作業については、散水ろ床の場合に準ずること。

カ　単純ばっ気型

散気装置、かくはん装置及び越流ぜきを清掃すること。

キ　地下砂ろ過型

（ア）　地下砂ろ過装置の砂層に嫌気性変化、目詰まり又は短絡現象等を認めた場合は、石材の洗浄あるいは砂材をとりかえること。

（イ）　散水管及び集水管を清掃洗浄し、管のこう配について補修すること。

(2)　全ばっ気方式

ア　ばっ気を一時停止し、張り水後の３０分間汚泥沈でん率（ＳＶ）がおおむね１０パーセント以上１５パーセント以下になるよう下底から汚泥等を引き抜くこと。

イ　ばっ気装置の付着物あるいは、きょう雑物を取り除くこと。

ウ　沈でん室のスカム及び越流ぜきの付着物を取り除き、壁体に汚泥が付着している場合は、これをかき落として洗浄すること。

エ　駆動部分を掃除すること。

オ　汚泥引き抜き後は、引き抜き汚泥と同量の清水で満水になるまで注水すること。

(3)　分離接触ばっ気方式

ア　沈でん分離室

汚泥、スカム、中間水等を全量引き抜くこと。

イ　接触ばっ気室

（ア）　接触ばっ気室のばっ気かくはんを一時停止し、ろ床洗浄装置によりろ床洗浄を行い、はく離汚泥等を引き抜くこと。

（イ）　ばっ気装置の付着物あるいは、きょう雑物を取り除くこと。

（ウ）　汚泥引き抜き後は、引き抜き汚泥と同量の清水で満水になるまで注水すること。

ウ　沈でん室

スカム及び越流ぜきの付着物を取り除き、壁体に汚泥が付着している場合はこれをかき落として洗浄すること。

(4)　分離ばっ気方式

ア　沈でん分離室

汚泥、スカム、中間水等を全量引き抜くこと。

イ　ばっ気室

上記「(2) 全ばっ気方式」に準ずること。

ウ　沈でん室

上記「(3) 分離接触ばっ気方式　ウ　沈でん室」に準ずること。

第７章　水質検査

（検査の目的）

第３２条　浄化槽法第７条第１項の規定による検査は、当該浄化槽が適正に施工されているか否か、浄化槽法第１１条第１項の規定による検査は、適正に保守点検、清掃されているか否かについて判断するものとする。

（検査を行う機関）

第３３条　水質検査は、指定検査機関が実施するものとする。

（検査員）

第３４条　浄化槽の機能を評価するため、環境省令第５５条第５号に規定する検査員が、浄化槽の現場について、検査を実施するものとする。

（検査の項目）
第３５条　水質検査は、次により行うものとする。
(1)　浄化槽法第７条第１項に規定する検査
ア　外観検査
（ア）　設置状況
（イ）　設備の稼働状況
（ウ）　水の流れ方の状況
（エ）　使用の状況
（オ）　悪臭の発生状況
（カ）　消毒の実施状況
（キ）　か、はえ等の発生状況
イ　水質検査
（ア）　水素イオン濃度
（イ）　汚泥沈殿率
（ウ）　溶存酸素量
（エ）　透視度
（オ）　塩素イオン濃度
（カ）　残留塩素濃度
（キ）　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）
ウ　書類検査
使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考にし、適正に施工されているか否か等について検査を実施すること。
(2)　浄化槽法第１１条第１項に規定する検査
ア　外観検査
（ア）　設置状況
（イ）　設備の稼働状況
（ウ）　水の流れ方の状況
（エ）　使用の状況
（オ）　悪臭の発生状況
（カ）　消毒の実施状況
（キ）　か、はえ等の発生状況
イ　水質検査
（ア）　水素イオン濃度
（イ）　溶存酸素量
（ウ）　透視度
（エ）　残留塩素濃度
（オ）　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）
ウ　書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施すること。

（検査結果書）

第３６条　水質検査を行った者は、検査終了後速やかに検査結果書（別記第１２号様式又は第１２号の２様式）を作成し、当該浄化槽の管理者に対し、これを提出するものとする。

（関係機関への通知）

第３７条　指定検査機関は、毎月末までに、その前月中に実施した水質検査について環境省令第４条の２第２項で定める事項を当該浄化槽の設置場所を管轄する保健所長に報告するとともに、当該検査結果を取りまとめて下水環境課長に報告するものとする。

２　指定検査機関は、水質検査業務等において把握した浄化槽の使用の廃止、浄化槽の管理者変更など浄化槽の設置等に関する情報を当該浄化槽の設置場所を管轄する保健所長に報告するものとする。

（不適正浄化槽）

第３８条　水質検査の結果、不適正とされた浄化槽については、その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき、保健所長は、第１３条に規定する措置をするものとする。なお、不適正と判断された原因が構造による場合は、特定行政庁と連携をとりながら措置をするものとする。

附　則

この要項は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成　8　年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成１８年２月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年４月１日から施行する。

別表

建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準

類似用途別番号	建築用途					処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)１人当たりの汚水量及びBOD量参考値	
						算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (l/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演劇場			n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	16 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場			n=16C	n:人員(人) C(1):総便器数(個)	2,400 (l/個・日)	260 (mg/l)	150	40
		ハ	観覧場・体育館			n=0.065A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	10 (l/㎡・日)	260 (mg/l)	155	40
2	住宅施設関係	イ	住 宅	A≦130(2)の場合		n=5	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	200	40
				A＞130(2)の場合		n=7					
				二世帯住宅(5)		n=10					
		ロ	共 同 住 宅			n=0.05A	n:人員(人) ただし、１戸当たりnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人又は2人（１戸が１居室(3)だけで構成されている場合に限る）とし、１戸当たりのnが6人以上の場合は１戸当たりのnを6人とする。 A:延べ面積(㎡)	10 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	200	40
		ハ	下宿・寄宿舎			n=0.07A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	14 (l/㎡・日)	140 (mg/l)	200	28
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設			n=P	n:人員(人) p:定員(人)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	200	40
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場を有する場合		n=0.15A	n:人員(人) A:延べ面積	30 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	200	40
				結婚式場又は宴会場を有しない場合		n=0.075A		30 (l/㎡・日)	100 (mg/l)	400	40
		ロ	モーテル			n=5R	n:人員(人) R:客室数	1,000 (l/室・日)	50 (mg/l)	200	30
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家			n=P	n:人員(人) P:定員(人)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	200	40
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用の厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	n=8B	n:人員(人) B:ベッド数(床)	B×1,000 (l/床・日)	320 (mg/l)	125	40
					300床以上の場合	n=11.43(B−300)+2,400		B×1,300 (l/床・日)		113	36
				業務用の厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	n=5B		B×1,000 (l/床・日)	150 (mg/l)	200	30
					300床以上の場合	n=7.14(B−300)+1,500		B×1,300 (l/床・日)		182	27
		ロ	診療所 ・医院			n=0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	25 (l/㎡・日)	300 (mg/l)	130	40

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値	
					算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (l/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)
5	店舗関係	イ	店舗 ・マーケット		n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	15 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ロ	百貨店		n=0.15A		30 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ハ	飲食店	一般の場合	n=0.72A		130 (l/㎡・日)	220 (mg/l)	180	40
				汚濁負荷の高い場合	n=2.94A		260 (l/㎡・日)	450 (mg/l)	90	40
				汚濁負荷の低い場合	n=0.55A		110 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	200	40
		ニ	喫茶店		n=0.80A		160 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(㎡)	15 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ロ	パチンコ店		n=0.11A		22 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ		n=0.15A		30 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ニ	ディスコ		n=0.50A		100 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
		ホ	ゴルフ練習場		n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(席)	50 (l/席・日)	150 (mg/l)	200	30
		ヘ	ボーリング場		n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	500 (l/ﾚｰﾝ・日)	150 (mg/l)	200	30
		ト	バッティング場		n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(席)	40 (l/席・日)	150 (mg/l)	200	30
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	n=3S	n:人員(人) S:コート面数(面)	600 (l/面・日)	150 (mg/l)	200	30
				ナイター設備を設けない場合	n=2S		400 (l/面・日)		200	30
		リ	遊園地・海水浴場		n=16C	n:人員(人) C(1):総便器数(個)	2,400 (l/個・日)	260 (mg/l)	150	40
		ヌ	プール・スケート場		n=(20C+120U)/8×t	n:人員(人) C:大便器数(個) U(4):小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t=1.0～2.0	—	150 (mg/l)	—	—
		ル	キャンプ場		n=0.56P	n=人員(人) p=収容人員(人)	70 (l/人・日)	320 (mg/l)	125	40
		ヲ	ゴルフ場		n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250 (l/人・日)	130 (mg/l)	250	26

類似用途別番号	建築用途			算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定 (l/人・日)	BOD負荷算定 (g/人・日)
				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		処理対象人員(n)１人当たりの汚水量及びBOD量参考値	
7	駐車場関係	イ	サービスエリア 便所 一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	便所820 (l/ます・日)	300 (mg/l)	230	69
			サービスエリア 便所 観光部	n=3.83P				215	65
			サービスエリア 便所 売店なしＰＡ	n=2.55P				325	98
			サービスエリア 売店 一般部	n=2.66P		売店170 (l/ます・日)	350 (mg/l)	64	23
			サービスエリア 売店 観光部	n=2.81P				61	22
		ロ	駐車場・自動車車庫	n=(20C+120U)/8×t	n:人員（人） C:大便器数(個) U(4):小便器数（個） t:単位便器当たり1日平均使用時間（時間） t=0.4～2.0	―	―	―	―
		ハ	ガソリンスタンド	n=20	n:人員(人) １営業所当たり	―	―	―	―
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	50 (l/人・日)	180 (mg/l)	250	45
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n=0.25P		60 (l/人・日)	180 (mg/l)	240	45
		ハ	図書館	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ床面積(㎡)	16 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	200	30
9	事務所関係	イ	事務所 業務用厨房設備を設ける場合	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ床面積(㎡)	15 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	200	40
			事務所 業務用厨房設備を設けない場合	n=0.06A		15 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	250	38
10	作業所関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所 業務用厨房設備を設ける場合	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	100 (l/人・日)	300 (mg/l)	133	40
			工場・作業所・研究所・試験所 業務用厨房設備を設けない場合	n=0.30P		60 (l/人・日)	150 (mg/l)	200	30
11	1から10の用途に属さない施設	イ	市場	n=0.02A	n:人員(人) A:延べ床面積(㎡)	4.2 (l/㎡・日)	200 (mg/l)	200	40
		ロ	公衆浴場	n=0.17A		33 (l/㎡・日)	50 (mg/l)	200	10
		ハ	公衆便所	n=16C	n:人員(人) C(1):総便器数(個)	―	―	―	―
		ニ	駅・バスターミナル P＜100,000の場合	n=0.008P	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	―	―	―	―
			駅・バスターミナル 100,000≦P＜200,000 の場合	n=0.010P					
			駅・バスターミナル 200,000≦Pの場合	n=0.013P					

注 1　大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。
2　この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な面積に応じて、増減できるものとする。
3　居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。
4　女子専用便所にあっては、便器数のおおむね1/2 を便器数とみなす。
5　二世帯住宅とは、台所及び浴室が２つあり、実際もほぼ互いに独立した生活が送られている住宅をいう。

別記第１号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　登録番号　No.

浄　化　槽　設　置　届　出　書

年　　月　　日

熊本県知事　様

設置者の住所 〒
（ﾌﾘｶﾞﾅ）
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号（自宅）
（携帯）

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第５条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所	住所 （ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名又は名称 電話番号		
2. 種　　類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽　　②その他 型式（　　　　　　　　　）メーカー名（　　　　　　　　） 認定番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　）		
3. 建築物の用途		延べ面積	㎡
4. 処理対象人員	人	使用予定人員	人
5. 算定根拠			
6. 処理能力	イ　日平均汚水量		㎥／日
	ロ　生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ハ　放流水の生物化学的酸素要求量		㎎／l
7. 放流先又は放流方法	①側溝　②河川　③水路　④海域　⑤その他(　　　　　　)		
8. 工事予定業者	住所 氏名又は名称 登録番号（届出番号）		
9. 保守点検予定業者	住所 氏名又は名称 登録番号		
10. 清掃予定業者	住所 氏名又は名称 許可番号		
11. 着工予定年月日	年　　月　　日		
12. 使用開始予定年月日	年　　月　　日	13. 付近の見取図	
14. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

(添付書類)1.浄化槽法第７条及び第 11 条の規定に基づく法定検査依頼書
2.配置図（建築物及び浄化槽の位置並びに排水系統を明示したもの。）
3.建築物の各階平面図
4.浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計算書、仕様書並びに処理工程図
5.浄化槽の設置に関する誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書

(注意)　1. ２欄及び７欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. ４欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。
3. 13 欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。（別紙可）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

登録番号No.

別記第１号の２様式

浄化槽の設置に関する誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書

年　　月　　日

熊本県知事　様

（浄化槽設置者）
住所
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

１　私が浄化槽を設置するに当たり、次のことを誓約します。

(1) 放流水等による紛争が生じたり、苦情があったりした場合には、私の責任において当該者間で解決します。

(2) 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守し、保守点検、清掃については、浄化槽法第４条第７項及び第８項の規定に基づく保守点検及び清掃の技術上の基準に従います。

(3) 浄化槽の清掃は年１回以上、保守点検は環境省令で定められた回数以上を必ず実施します。

(4) 放流水の消毒については、消毒剤が不足しないよう定期的に補てんします。

(5) 浄化槽の使用開始３か月後の浄化槽法第７条に基づく法定検査(水質検査等)及び毎年１回の浄化槽法第１１条に基づく法定検査(定期検査）を必ず受けます。

(6) 上記のほか関係法規を遵守します。

２　浄化槽設置届出書に記載された情報について、浄化槽の適切な設置と維持管理を行っていくため、行政機関が、次の者に通知又は提供することに同意します。また、当該浄化槽の設置者又は所有者等（浄化槽管理者を含む。）が変更となった場合には、変更後の設置者又は所有者等に本同意事項を継承するものとします。

(1) 浄化槽設置届出書に記載した工事予定業者

(2) 浄化槽設置届出書に記載した保守点検予定業者

(3) 浄化槽設置届出書に記載した清掃予定業者

(4) 浄化槽法第７条及び第 11 条による法定検査を実施する指定検査機関

（注意）浄化槽設置者本人の意思に基づいて作成すること。

別記第２号様式

第　　　号
年　月　日

広域本部土木部　建築主事
様
保健所長

保健所長
広域本部土木部　建築主事

浄化槽の設置に関する意見書

年　月　日付けで通知のあった届出者　　　　　　　　　　　　　　の
浄化槽の設置について、下記のとおり意見を述べます。

記

意　見

別記第３号様式

浄化槽維持管理通知書

保第　　　号
年　月　日

様

保健所長

あなたが今回設置される浄化槽について、　　　年　　月　　日に次のとおり届出・通知を受けました。

設置場所	市　　　　　町 郡　　　　　村		
処理方式		人槽	人

浄化槽の正常な機能を発揮させ、その放流水の適正な水質を確保するため下記の事項を守ってください。

記

1　使用上の注意

(1) 水洗便所には水に溶けやすいトイレットペーパー以外のもの(塩酸、アルカリ類、殺虫剤、洗剤、防臭剤、ビニール、ゴム製品、雑用紙、衣類、綿等)を流さないこと。
(2) 水洗便所使用後は必ず水を流すこと。
(3) ばっ気型の浄化槽ではモーター等を止めないこと。
(4) 放流水消毒槽の消毒薬の補給を適切に行うこと。
(5) その他使用時の注意事項については、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者等の指導を受けること。

2　保守点検及び清掃

(1) **保守点検**を実施すること。
保守点検は、槽の単位装置や付属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質を調べ、異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずる作業で、貴施設は　　**月に　　回以上実施**しなければなりません。
保守点検は、県知事登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託することができます。
(2) **清掃**を実施すること。
清掃は、浄化槽内に生じた汚泥等の引出し、その引出し後の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業で、**年１回以上実施**しなければなりません。
清掃は、浄化槽法第35条に基づく市町村長の許可を受けた者に委託することができます。

3　指定検査機関による水質検査

指定検査機関（（公社）熊本県浄化槽協会）による、次の水質に関する検査を受けなければなりません。
(1) **設置後の水質検査**（浄化槽法第７条）
浄化槽の**使用開始後３か月を経過した日から５か月間**に検査を受けること。
(2) **定期検査**（浄化槽法第 11 条）
毎年１回検査を受けること。

4　放流水質の基準

放流水の**ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)は 20㎎/ﾘｯﾄﾙ以下**とすること。

5　維持管理(保守点検･清掃)記録の保存

浄化槽の維持管理に関する記録を作成し、又は業者から交付を受け、３ 年間保存しなければなりません。

6　その他

浄化槽を使用開始したときは、浄化槽使用開始報告書を、浄化槽管理者の変更があったときは、浄化槽管理者変更届を、使用を廃止したときは、浄化槽使用廃止届出書を 30 日以内に提出しなければなりません。

別記第４号様式

浄化槽変更届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　　　様

届出者の住所
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第５条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

1　設置場所の地名地番	
2　設置届出年月日	年　　月　　日
3　変更の内容及び理由	
4　種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽　②その他 型式（　　　　　　　）　メーカー名（　　　　　） 認定番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
5　処理の対象	①し尿のみ　　②し尿及び雑排水
6　当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡
7　処理対象人員及び算定根拠	人
8　処理能力	イ　日平均汚水量　㎥/日 ロ　生物化学的酸素要求量の除去率　% ハ　放流水の生物化学的酸素要求量　mg/l
9　放流先又は放流方法	①側溝　②河川　③湖沼　④海域 ⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　）
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号（届出番号）	氏名又は名称 登録番号 （届出番号）
11 着工予定年月日	年　月　日
12 使用開始予定年月日	年　月　日
13 付近の見取図	
14 その他特記すべき事項	

行政庁記入欄

（注意）1　４欄、５欄及び９欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2　13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。（別紙可）
3　14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合に、その使用予定人員を記入すること。

別記第４号の２様式　　　　　　　　　　　　　　　　登録番号　No.

浄化槽法第７条・11条検査依頼書

年　　月　　日

熊本県知事指定検査機関
公益社団法人熊本県浄化槽協会　会長　 様

設置者の住所 〒
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号（自宅）
（携帯）

浄化槽設置に伴い、浄化槽法第７条・11条の規定による水質検査を依頼します。

1. 設置場所	住所 (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名又は名称 電話番号		
2. 種　　類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽　　②その他 型式（　　　　　　　　）メーカー名（　　　　　　　　） 認定番号（　　　　　　　　）		
3. 建築物の用途		延べ面積	㎡
4. 処理対象人員	人	使用予定人員	人
5. 算定根拠			
6. 処理能力	イ　日平均汚水量		㎥／日
	ロ　生物化学的酸素要求量の除去率		％
	ハ　放流水の生物化学的酸素要求量		㎎／l
7. 放流先又は放流方法	①側溝　②河川　③水路　④海域　⑤その他(　　　　　)		
8. 工事予定業者	住所 氏名又は名称 登録番号（届出番号）		
9. 保守点検予定業者	住所 氏名又は名称 登録番号		
10. 清掃予定業者	住所 氏名又は名称 許可番号		
11. 着工予定年月日	年　　月　　日	法第７条検査手数料払込証明書貼付欄 ※電子データで提出する場合は PDF 等で別添とすること	
12. 使用開始予定年月日	年　　月　　日	13. 付近の見取図	
14. その他特記すべき事項			

備考欄 ※ 法定検査申込代理人(法人の場合は名称及び担当者名)
住所
氏名
電話番号

（注意）
1. ２欄及び７欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. ４欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。
3. 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。（別紙可）
4. 設置者本人以外の方が申込を行う場合は、備考欄に必ず記載してください。
5. 浄化槽法第11条検査手数料については、毎年度、検査時又は検査終了後に納入すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第５号様式

浄化槽設置届出事項変更届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　様

設置者　住　　　　所
氏名又は名称
（法人にあっては代表者の氏名）
電　話　番　号

浄化槽設置届出書の記載事項に変更が生じましたので、次のとおり届け出ます。

浄化槽の設置場所		
建築確認申請・届出年月日	年　　月　　日	
変　更　事　項	変　更　前	変　更　後
変更の理由		

添付書類

1　設置場所の変更の場合、配線図（建物及び浄化槽の位置並びに排水系統を明示したもの。）

2　種類の変更の場合、浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、フローシート等

別記第６号様式

浄化槽使用開始報告書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　様

浄化槽管理者
住　　　　所
氏名又は名称
（法人にあっては代表者の氏名）

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第１０条の２第１項の規定により報告します。

浄化槽の規模	
設置場所	
設置の届出の年月日	年　　月　　日
確認通知・保健所受付番号	第　　　　号
使用開始年月日	年　　月　　日
技術管理者の氏名(注)	
保守点検業者の住所・氏名及び登録番号	住所 氏名 登録番号
工事を行った浄化槽工事業者の住所・氏名及び登録番号（届出番号）	住所 氏名 登録番号(届出番号)　　　　TEL

（注）技術管理者の氏名欄は、浄化槽法第10条第２項に規定する政令で定める規模の浄化槽の場合に記載すること。

添付書類
　技術管理者の資格を有する者であることを証する書類

別記様式第６号の２

浄化槽使用休止届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　　　様

届出者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の２第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　設置場所の地名地番		
2　処理の対象	①し尿のみ　②し尿及び雑排水	
3　清掃の年月日	年　月　日	
4　休止の予定年月日	年　月　日	
5　休止の理由		
6　再開の予定年月日	年　月　日	
7　消毒剤の撤去	撤去の実施年月日	年　月　日
	撤去を実施した者の氏名又は名称	
※事務処理欄		

（注意）

1　※欄には、記入しないこと。

2　２欄は、該当する事項を○で囲むこと。

3　４欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（注）
1　本届出書は管轄の保健所へ提出すること。
2　２欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。
3　４欄について既に休止している場合は実際の休止年月日を記載すること。
4　休止直前に実施した浄化槽の清掃記録票を添付すること。

別記様式第６号の３

浄化槽使用再開届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　　　　　　様

届出者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　設置場所の地名地番	
2　処理の対象	①し尿のみ　　②し尿及び雑排水
3　使用再開年月日	年　　月　　日
4　再開の理由	
※事務処理欄	

（注意）
1　※欄には、記入しないこと。
2　２欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（注）　1　本届出書は管轄の保健所へ提出すること。
　　　2　２欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。

別記第７号様式

浄化槽使用廃止届出書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　様

届出者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

1　設置場所の地名地番	
2　使用廃止の年月日	年　　月　　日
3　処理の対象	①し尿のみ　②し尿及び雑排水
4　廃止の理由	
※事務処理欄	

（注意）
1　※欄には、記載しないこと。
2　３欄は、該当する事項を○で囲むこと。

別記第７号の２様式

年　　月　　日

浄化槽処理促進区域の指定に係る協議申請書

熊本県知事　　　　　　様

申請者

浄化槽法第１２条の４第１項の規定による浄化槽処理促進区域を指定したいので、同条第２項による協議を申請します。

１　浄化槽処理促進区域の名称	
２　対象地域の範囲	
３　添付書類	指定を予定している「浄化槽処理促進区域」と「県構想における浄化槽整備区域に該当する地域」との整合性を確認できる図面

（注）３の添付書類の図面は、１/１００００以下の縮尺の地図（市町村道が明確に分かるもの）に「浄化槽処理促進区域」と「県構想における浄化槽整備区域に該当する地域」を落とし込んだもの（例　未普及対策整備計画（アクションプラン）策定時に作成した地図）を添付してください。

別記第７号の３様式

第　　　号
年　月　日

保健所長　様

下水環境課長

浄化槽処理促進区域の指定の協議に関する意見書

　　　年　月　日付けで申請された　　　　　　からの浄化槽処理促進区域の協議について、次のとおり意見を述べます。

意　見

別記第７号の４様式

第　　　号
年　月　日

様

保健所長

浄化槽処理促進区域の指定の協議への回答書

年　月　日付けで申請された　　　　　　からの浄化槽処理促進区域の協議について、次のとおり回答します。

回　答

別記第９号様式　その１

保守点検記録カード（腐敗タンク型）

浄化槽保守点検業者	

名称及び人槽		浄化槽管理者名（浄化槽設置者）	

保守点検年月日					
保守点検実施者（浄化槽管理士）					
マンホール破損等		有・無			
インバートます等の異物、汚水の流れ具合		良・不良			
通気管等の状況					
衛生害虫発生の有無		有・無			
臭気の有無		有・無			
腐敗タンク及び酸化タンク	スカムの状況	有・無　　　cm			
	汚泥の状況	有・無　　　cm			
	スロット移流部等の状況				
	散水、流水の状況	良・不良			
	生物相の状況	良・不良			
消毒装置	薬剤の補給状況	要（　　g）・不要			
	薬剤の接水状況	良・不良			
	異物等の有無	有・無			
ポンプ系統	作動状況	良・不良			
	注油の状況				
放流水水質	温度	度			
	透視度	cm			
	pH				
	亜硝酸反応	＋・−			
	残留塩素	mg/ℓ			
その他の特記事項					

別記第９号様式　その２

保守点検記録カード（全ばっ気型）

浄化槽保守点検業者	

名称及び人槽			浄化槽管理者名（浄化槽設置者）		
保守点検年月日					
保守点検実施者（浄化槽管理士）					
マンホール破損等		有・無			
インバートます等の異物、汚水の流れ具合		良・不良			
衛生害虫発生の有無		有・無			
臭気の有無		有・無			
ばっ気槽（室）	生物相の状況	良・不良			
	かくはん、回流の状況	良・不良			
	ＳＶ(30分間)	％			
	ＭＬＳＳ	mg/ℓ			
	ＤＯ	mg/ℓ			
沈殿槽（室）	スカム等の有無	有・無			
	汚泥等流出の有無	有・無			
消毒装置	薬剤の補給状況	要（　　g）・不要			
	薬剤の接水状況	良・不良			
	異物等の有無	有・無			
ブロワー及びポンプ系統	作動状況	良・不良			
	注油の状況				
	温度、音、振動等	有・無			
放流水水質	温度	度			
	透視度	㎝			
	pH				
	亜硝酸反応	＋・－			
	残留塩素	mg/ℓ			
その他の特記事項					

別記第９号様式　その３

保守点検記録カード（分離接触ばっ気方式）

浄化槽保守点検業者	

名称及び人槽			浄化槽管理者名（浄化槽設置者）		
保守点検年月日					
保守点検実施者(浄化槽管理士)					
マンホール破損等		有・無			
インバートます等の異物、汚水の流れ具合		良・不良			
衛生害虫発生の有無		有・無			
臭気の有無		有・無			
沈殿分離槽（室）	スカムの状況	有・無　　cm			
	汚泥の状況	有・無　　cm			
接触ばっ気槽（室）	生物膜の状況	良・不良			
	かくはん、回流の状況	良・不良			
	ＤＯ	mg/ℓ			
	逆洗の必要性	要・不要			
	汚泥の移送	要・不要			
沈殿槽（室）	スカム等の有無	有・無			
	汚泥等流出の有無	有・無			
消毒装置	薬剤の補給状況	要（　　g）・不要			
	薬剤の接水状況	良・不良			
	異物等の有無	有・無			
ブロワー及びポンプ系統	作動状況	良・不良			
	注油の状況				
	温度、音、振動等	有・無			
放流水水質	温度	度			
	透視度	cm			
	pH				
	亜硝酸反応	＋・－			
	残留塩素	mg/ℓ			
その他の特記事項					

別記第９号様式　その４

保守点検記録カード（分離ばっ気方式）

浄化槽保守点検業者	

名称及び人槽		浄化槽管理者名（浄化槽設置者）	

区分	項目				
保守点検年月日					
保守点検実施者(浄化槽管理士)					
マンホール破損等		有・無			
インバートます等の異物、汚水の流れ具合		良・不良			
衛生害虫発生の有無		有・無			
臭気の有無		有・無			
沈殿分離槽（室）	スカムの状況	有・無　cm			
	汚泥の状況	有・無　cm			
接触ばっ気槽（室）	生物相の状況	良・不良			
	かくはん、回流の状況	良・不良			
	ＳＶ(30分間)	%			
	ＭＬＳＳ	mg/ℓ			
	ＤＯ	mg/ℓ			
沈殿槽（室）	スカム等の有無	有・無			
	汚泥等流出の有無	有・無			
消毒装置	薬剤の補給状況	要（　g）・不要			
	薬剤の接水状況	良・不良			
	異物等の有無	有・無			
ポンプ系統及びブロワー	作動状況	良・不良			
	注油の状況				
	温度、音、振動等	有・無			
放流水水質	温度	度			
	透視度	cm			
	pH				
	亜硝酸反応	＋・－			
	残留塩素	mg/ℓ			
その他の特記事項					

別記第９号様式　その５

小型浄化槽の保守点検記録票

保守点検の日時：　年　月　日 AM・PM（　：　）

都道府県コード	4	3	検印	

浄化槽の使用者名：	住所：
浄化槽の管理者名：	巡回用件：定期・契約・要請・その他（　）
メーカー名・型式名：	処理対象人員：　人　実使用人員：　人
処理方式：嫌気ろ床接触ばっ気方式・分離接触ばっ気方式・その他（　）	

天候：	気温：　℃	異常な臭気：有・無	異常な騒音：有・無	異常な振動：有・無

検　水		外　観	臭　気	水　温	透視度	pH	亜硝酸	残留塩素
嫌気ろ床槽（沈殿分離槽）流出水	第1室		無･微･有(　)		cm			
	第2室		無･微･有(　)		cm			
接触ばっ気槽内水			無･微･有(　)	℃	cm			
沈殿槽流出水			無･微･有(　)					
消毒槽流出水								mg/ℓ

接触ばっ気槽内のＤＯ分布	上部　mg/ℓ	中部　mg/ℓ	下部　mg/ℓ	その他　mg/ℓ
その他の分析結果				

注）１　外観:嫌気ろ床槽第２室以降ではミジンコの有無も確認すること。
　　２　臭気：有の場合はその特徴を記入する。（a：下水臭、b:し尿臭、c:腐敗臭、d:カビ臭、e:その他）

点検箇所		点検すべき状況
流入管きょ		点検ますのふたの密閉状況（良・不良）　滞水（有･無）　漏水（有･無） 異物等の堆積又は付着（有･無）
放流管きょ		異物等の堆積又は付着（有･無）　滞水（有･無）　漏水（有･無）
嫌気ろ床槽 沈殿分離槽	第１室	異常な水位の上昇（有（　cm）・無） 蚊・はえ等の発生状況（有・無）　スカムの生成状況　（有（　cm）・無） 異物の流入状況（有・無）　堆積汚泥の生成状況（有（　cm）・無）
	第２室	異常な水位の上昇（有（　cm）・無） 蚊・はえ等の発生状況（有・無）　スカムの生成状況　（有（　cm）・無） 異物の流入状況（有・無）　堆積汚泥の生成状況（有（　cm）・無）
接触ばっ気槽		ばっ気かくはんの状況（良・不良）　泡の生成状況（無・少・多） 汚泥移送装置の有無（有・無）（有の場合：運転中(移送水量：　ℓ/分(　㎥/日)・停止中
沈殿槽		処理水の越流状況（良・不良）　スカムの生成状況　（有（　cm）・無） 堆積汚泥の生成状況（有（　cm）・無）
消毒槽		処理水との接触状況（良・不良）　消毒剤の名称： 沈殿物の生成状況　（有（　cm）・無）　残留量：　錠、補給量：　錠
送風機		作動状況（良・不良）　水道の積算流量計の有無（有・無）
定期清掃		予定年月（　年　月）

点検の結果及び処置		
	流入管きょ及び放流管きょ	清掃（要：流入管きょ・放流管きょ）
	嫌気ろ床槽（沈殿分離槽）	清掃（要）
	接触ばっ気槽	清掃（要）、散気管の洗浄（要：実施、未実施）
		ばっ気量の調整（要：実施、未実施）
		逆洗及び剥離汚泥の移送（要：実施・未実施）
		汚泥移送量の調整（要・不要）（実施：　ℓ/分(　㎥/日)・未実施）
	沈殿槽	清掃（要）、スカム・堆積汚泥の移送（要:実施・未実施）
	消毒槽	清掃（要）
	送風機	エアフィルターの洗浄(実施・未実施）、ダイアフラムの交換(実施・未実施）
	その他	修理(要：具体的な内容　）
		改善工事（要：具体的な内容　）

所見及び管理者への連絡事項

保守点検の担当者名 浄化槽管理士番号	会社名： (保守点検業者登録番号：　） 住所： TEL.	緊急時の連絡先 TEL. FAX.

別記第９号様式　その６

清掃記録カード

浄化槽清掃業者	

浄化槽管理者	住　所		氏　名	
処理方式			人　槽	人槽

清掃年月日	年　　　月　　　日

引き出し汚泥	単位装置名	沈殿分離室(槽)	ばっ気室(槽)	沈殿室(槽)		
	引き出し汚泥量(m^3)	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3
機器類等の洗浄・清掃等の状況						

汚泥の調整状況(汚泥引き出し後)	単独処理	ばっ気方式	SV30	%
	合併処理	活性汚泥方式	MLSS	mg/ℓ

汚泥の処分方法	
その他の特記事項	

別記第９号様式　その７

小型浄化槽の清掃記録票

清掃の日時：　　年　　月　　日 AM・PM（　：　）

都道府県コード	4	3	検印	

浄化槽の使用者名：	住所：
浄化槽の管理者名：	巡回用件：定期・契約・要請・その他（　　）
メーカー名・型式名：	処理対象人員：　人　実使用人員：　人
処理方式：嫌気ろ床接触ばっ気方式・分離接触ばっ気方式・その他（　　）	

天候：	異常な臭気：有・無	異常な騒音：有・無	異常な振動：有・無

槽内に入って清掃作業を行う必要性　有・無（酸素濃度：　（%/ppm)、硫化水素濃度：　(ppm)）

清　掃　作　業　内　容

単位装置名		引き出し作業内容			洗浄の実施の有無	張り水の量
		有・無	対　象　物	引き出し量		
嫌気ろ床槽（沈殿分離槽）	第1室	―	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
	第2室	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
接触ばっ気槽		有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
沈殿槽		有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
消毒槽		有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	―
その他	接触ばっ気槽第　室	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
	油脂分離槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
	原水ポンプ槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	㎥
	放流ポンプ槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	張り水の種類 ・上水 ・その他 ( )
	流入管きょ	有・無	堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	
	放流管きょ	有・無	堆積物・全量・洗浄水	㎥	有・無	
総　量		作業車（　ﾄﾝ車　台）		㎥		㎥

管理者への連絡事項		
	内部設備の破損・変形	有・無(その状況　　)
	修理の必要性	有・無(その状況　　)
	使用上の注意	有・無(その状況　　)
	その他	

清掃作業の担当者名	会社名： 住所： TEL.	緊急時の連絡先 TEL.

別記第 10 号様式

浄化槽管理者変更報告書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　　　様

浄化槽管理者

住　　　　　所
氏名又は名称
(法人にあつては代表者の氏名)

浄化槽管理者を変更したので、浄化槽法第10条の２第３項の規定により報告します。

設　置　場　所	
変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称	
変　更　年　月　日	年　　月　　日

別記第11号様式

浄化槽技術管理者変更報告書

年　　月　　日

熊本県知事　　　　　　様

浄化槽管理者

住　　　　所
氏名又は名称
（法人にあつては代表者の氏名）

浄化槽技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の２第２項の規定により報告します。

設　置　場　所	
変更後の技術管理者の氏名	
変　更　年　月　日	年　　月　　日

添付書類
　技術管理者の資格を有するものであることを証する書類

別記第１２号様式
（７５項目検査用）

（　　保健所）　登録番号：
発行年月日：　　　年　月　日

浄化槽管理者住所・氏名

熊本県知事指定検査機関
公益社団法人　熊本県浄化槽協会
上益城郡嘉島町上仲間227-86
TEL (096) 284-3355 (代表)

浄化槽法定検査結果書

（平成　年度法第　条）

検査年月日：　　年　月　日　　　　検査員氏名　　　　　印

設置場所					
処理方式		保健所届出日	年　月　日		
		使用開始日	年　月　日		
処理目標水質	BOD　mg/ℓ	処理対象人員（計画流入汚水量）	人（　㎥/日）	実使用人員（実流入汚水量）	人（　㎥/日）
設計者（メーカー）		種類		建物の用途	
工事業者		放流先		管轄保健所	

1．外観検査（重要15項目）　　（注）各検査項目の判定は　○＝良　△＝可　×＝不可　－＝検査対象外です

	1	水平の状況		5	ポンプの稼動状況		9	攪拌装置の稼動状況		13	各単位装置間の水流の状況
	2	浮上又は沈下の状況		6	送風機の稼動状況		10	汚泥返、移送装置の稼動状況		14	消毒槽の汚泥の堆積
	3	漏水の状況		7	駆動装置の稼動状況		11	流入管渠（路）の水流の状況		15	消毒剤の有無
	4	槽上部、周辺構造状況		8	ばっ気装置の稼動状況		12	放流管渠（路）の水流の状況			

1．外観検査（60項目）

主要な設置状況				32	越流堰	水流の状況				63	沈殿槽
	16	破損又は変形の状況		33	消毒設備		48	越流堰における越流状況		64	消泡ポンプ槽,水中ブロアー槽
	17	溢流の状況		34	隔壁仕切板、移流管	単位装置の水位、水流の状況				65	放流ポンプ槽
	18	上部スラブ打設の有無		35	その他の内部設備		49	原水ポンプ槽,放流ポンプ槽		66	汚泥処理設備
	19	嵩上げの状況	設備に係る状況				50	流量調整槽		67	汚泥の流出状況
	20	雨水の流入状況		36	設置場所の状況		51	嫌気ろ床槽	使用状況		
	21	土砂の流入状況		37	流入放流管渠の設置		52	ばっ気槽		68	油脂類の流入状況
	22	特殊な排水の流入状況		38	送風機の設置状況		53	接触ばっ気槽		69	処理対象以外の排水の流入状況
内部設備の固定状況				39	増改築等の状況		54	生物ろ過槽、担体流動槽		70	異物の流入状況
	23	スクリーン設備	設備の稼動状況				55	平面酸化床,散水ろ床の水流		71	流入汚水量,洗浄用水等の状況
	24	ポンプ設備		40	循環装置		56	沈殿槽の水位及び水流	悪　臭		
	25	接触材、ろ材、担体等		41	逆洗装置及び洗浄装置		57	その他の単位装置		72	悪臭の発生状況
	26	ばっ気装置		42	膜モジュール	汚泥の堆積,スカムの生成状況				73	悪臭防止装置の実施状況
	27	攪拌装置		43	制御装置		58	原水ポンプ槽	消　毒		
	28	汚泥返送、移送装置		44	調整装置		59	流量調整槽		74	処理水と消毒剤の接触状況
	29	循環装置		45	生物膜の状況		60	腐敗室,沈殿槽,嫌気ろ床槽	か,はえ等の発生状況		
	30	逆洗装置,洗浄装置		46	活性汚泥の状況		61	ばっ気槽及び接触ばっ気槽		75	か,はえ等の発生状況
	31	膜モジュール		47	その他の設備		62	生物ろ過槽,担体流動槽			

判定		不適正理由	
所見			

2.　水質検査

検査項目	適正な範囲	今回検査の結果
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	
汚泥沈殿率	−	
溶存酸素量	1.0mg/ℓ以上	
透視度		
水温		
残留塩素濃度	検出のこと	
BOD		

3.　書類検査

点検業者	
清掃業者	
前回清掃日	年　月　日

備考	※この結果書は3年間保管してください ※この検査結果は、法定検査事業の目的以外には使用いたしません

別記第１２号の２様式
（１５項目検査用）

（　　保健所）　登録番号：
発行年月日：　　　年　月　日

浄化槽管理者住所・氏名

熊本県知事指定検査機関
公益社団法人　熊本県浄化槽協会
上益城郡嘉島町上仲間227-86
TEL (096) 284-3355 (代表)

浄化槽法定検査結果書

（平成　年度法第　条）

検査年月日：　　年　月　日　　　　検査員氏名　　　　印

設置場所					
処理方式		保健所届出日	年　月　日		
		使用開始日	年　月　日		
処理目標水質	BOD　mg/ℓ	処理対象人員（計画流入汚水量）	人（　㎥/日）	実使用人員（実流入汚水量）	人（　㎥/日）
設計者（メーカー）		種類		建物の用途	
工事業者		放流先		管轄保健所	

1. 外観検査（重要15項目）　（注）各検査項目の判定は、○＝良　△＝可　×＝不可　－＝検査対象外です

	1	水平の状況		6	送風機の稼動状況		11	流入管渠（路）の水流の状況
	2	浮上又は沈下の状況		7	駆動装置の稼動状況		12	放流管渠（路）の水流の状況
	3	漏水の状況		8	ばっ気装置の稼動状況		13	各単位装置間の水流の状況
	4	槽上部、周辺構造の状況		9	撹拌装置の稼動状況		14	消毒槽の汚泥の堆積
	5	ポンプの稼動状況		10	汚泥返送・移送装置の稼動状況		15	消毒剤の有無

判定		不適正理由	

所見

2. 水質検査

検査項目	適正な範囲	今回検査の結果
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	
汚泥沈殿率	－	
溶存酸素量	1.0mg/ℓ以上	
透視度		
水温		
残留塩素濃度	検出のこと	
BOD		

3. 書類検査

点検業者	
清掃業者	
前回清掃日	年　月　日

備考	※この結果書は3年間保管してください ※この検査結果は、法定検査事業の目的以外には使用いたしません